

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報
【公表】

整理番号	49
契約番号	7農振財契第662号
件名	危険物保管庫の購入(その2)
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
納入場所	東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人 東京都農林水産振興財団 農林総合研究センター
概要	危険物保管庫 1台 ※約2年の仮設置期間を考慮し、消防との協議のもとに設置のための基礎工事を実施 (詳細は別紙仕様書のとおり)
納入期限	令和8年3月6日(金)
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない) ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和7年10月1日(水) 午前10時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和7年9月4日(木)午前10時から令和7年9月11日(木)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 研究企画室 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-5216

仕 様 書

1. 件 名 危険物保管庫の購入（その２）
2. 納入期限 令和８年３月６日
3. 納入場所 公益財団法人東京都農林水産振興財団
東京都農林総合研究センター
〒190-0013 東京都立川市富士見町三丁目８番１号
4. 設置場所 別紙１ 納入場所 別紙２ 設置場所 別紙３ 設置場所（写真、配置図）を参照
5. 仕様
 - 1) 種類および台数： 危険物保管庫 1 台
※（株）ワールドシェアセリング製 危険物保管庫（DC-2） もしくはそれと同等品
サイズ： 外寸 全長 3400×奥 1800×高 2700mm 以上
 - 2) 指定数量：解体する既存施設（4.935 倍 内訳は下記の通り）と同等の薬品を保管できること。
保管危険物：危険物第四類（第１石油類 3.7 倍 第２石油類 0.6 倍 特殊引火物 0.6 倍
アルコール類 0.575 倍）
 - 3) 照明：安全増防爆型照明を設置すること。
 - 4) 機械換気式ベンチレーター：有機溶媒等を法令に沿って保管できる機械式ベンチレーター等の
装備を備えていること。
 - 5) 扉前面に柵（全長 1800×奥 570×高さ 2000mm 以上）を設置するとともに、構造計算書を提出
すること。
 - 6) 消火器およびボックスを設置すること。
 - 7) 標識：危険物屋内貯蔵所に関する掲示を行うこと（様式は消防との協議を行い決定すること）。
 - 8) 床面はコンクリート仕上げとし、建設省告示 1399 号の規定に該当する仕様とすること。
 - 9) 基礎：約２年の仮設置期間を考慮し、消防との協議のもとに設置のための基礎工事を実施す
ること。
 - 10) 本設置：数年後に新設する倉庫内に移設を予定していることから、移設に対応できる体制を
備えていること。
6. 納 期 納入前にあらかじめ財団に連絡すること。
設置は土曜日、日曜日、祝日を除く 9 時から 17 時に行うこと。
7. 消防との協議 消防と事前協議を行うとともに、必要な事項の書類をそろえ申請業務を行う
こと。
8. 環境により良い自動車の使用について
本契約の履行にあたって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保す
る環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守するこ
と。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総の自動車であること。

なお、適合確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

9. 東京都グリーン購入推進方針

別紙「東京都グリーン購入推進方針」の定めるとおりとする。

10. 支払方法

納品完了後に提出される納品書に基づき完了検査を行い、合格と認定した後、適法な支払請求を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

11. 暴力団排除に関する条項は、別紙に定めるとおりとする。

12. 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、財団と協議して決定する。

連絡先

〒190-0013

東京都立川市富士見町三丁目 8 番 1 号

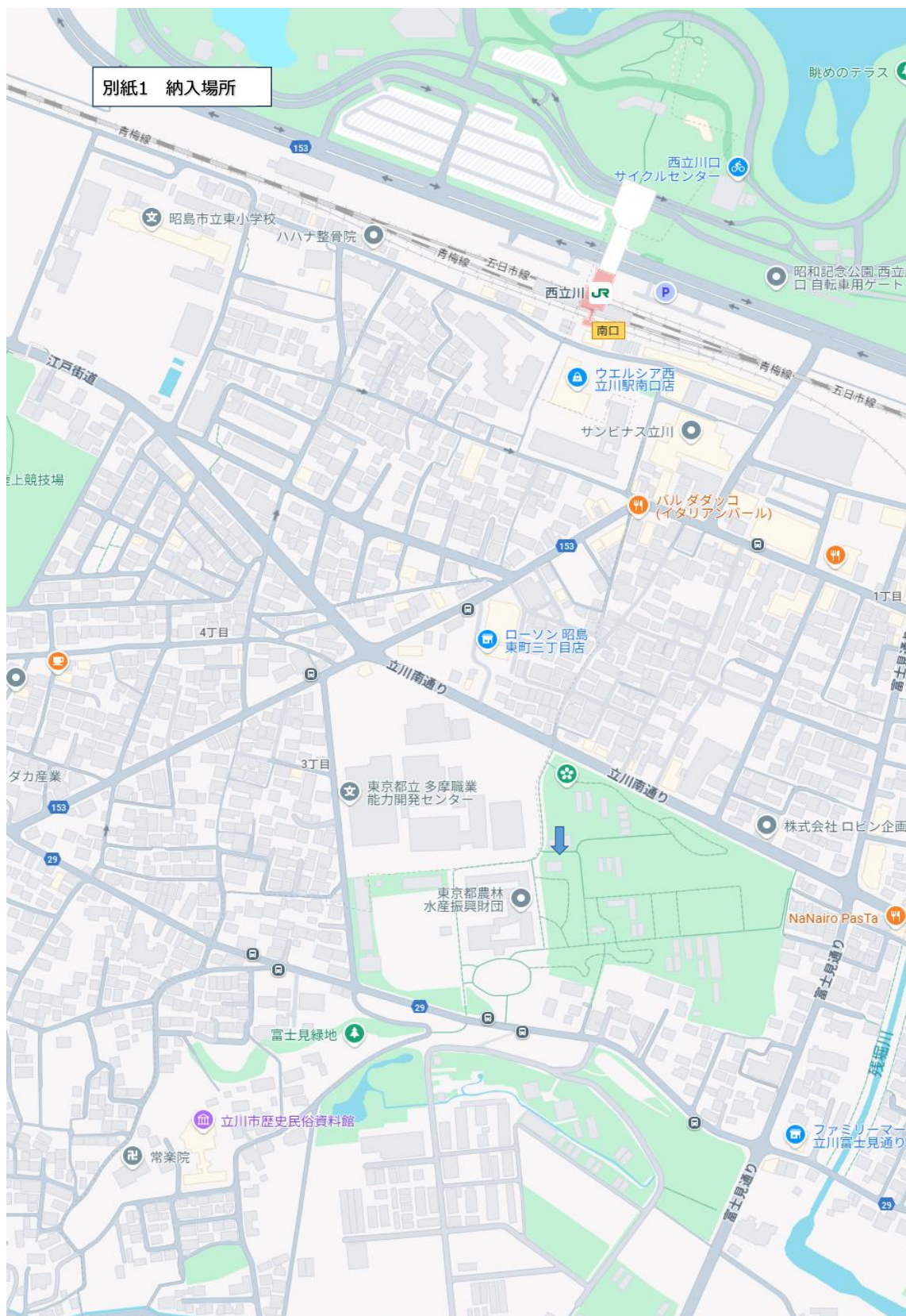
(公財)東京都農林水産振興財団

東京都農林総合研究センター

研究企画室

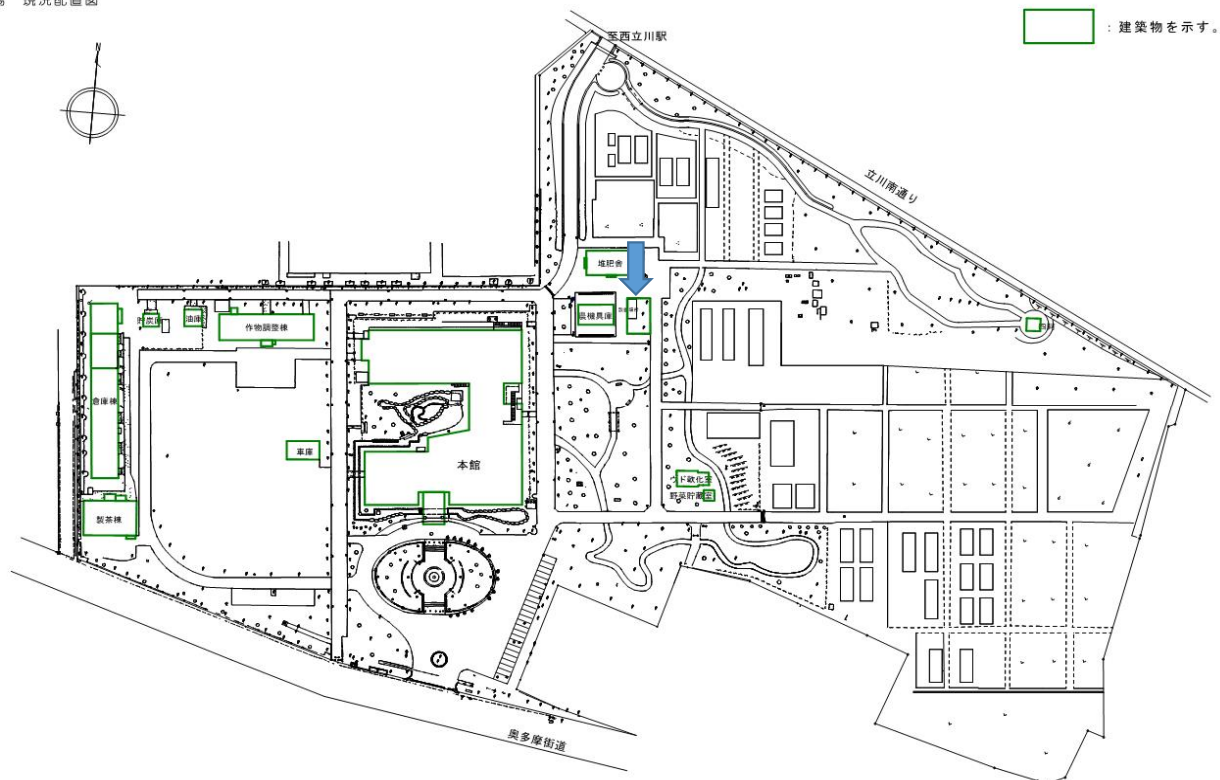
Tel 042-528-5216

別紙1 納入場所



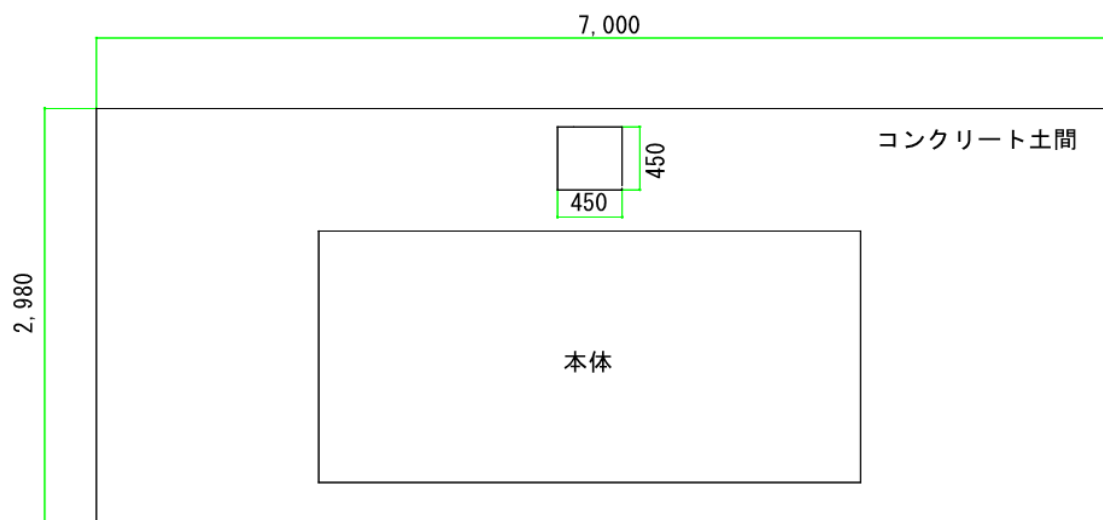
別紙2 設置場所

上園場 現況配置図



[上圃場] 現況配置図 1:1200

別紙3 設置場所（写真、配置図）



東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<サービス提供時の環境配慮>

- ⑭ 省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮ サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

<その他の環境配慮>

- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの